

令和3年度独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 当機構における令和2年度の契約状況は表1のとおりであり、契約件数は1,128件、契約金額は2,053億円である。

競争性のある契約は363件（構成比32.2%）、1,103億円（構成比53.7%）である。令和元年度と比較して件数、金額共に減少している（件数は33.6%の減、金額は46.7%の減）が、件数については、新幹線の工事及び調査の発注の減少等、金額については、新幹線の大型工事の発注の減少等によるものである。競争性のある契約の内訳は図1のとおりである。

競争性のない随意契約は765件（構成比67.8%）、950億円（構成比46.3%）である。令和元年度と比較して件数は増加、金額は減少している（件数は17.2%の増、金額は30.6%の減）。件数については、建設所や職員宿舎等の賃貸借契約が増加したことによるもの、金額については、新幹線工事に係る鉄道事業者への委託工事や共有船舶建造が減少したことによるものである。

なお、令和元年度及び令和2年度における競争性のない随意契約の内訳は図2のとおりであるが、いずれもその性質上、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。

表1 令和2年度の調達全体像

(単位：件、億円)

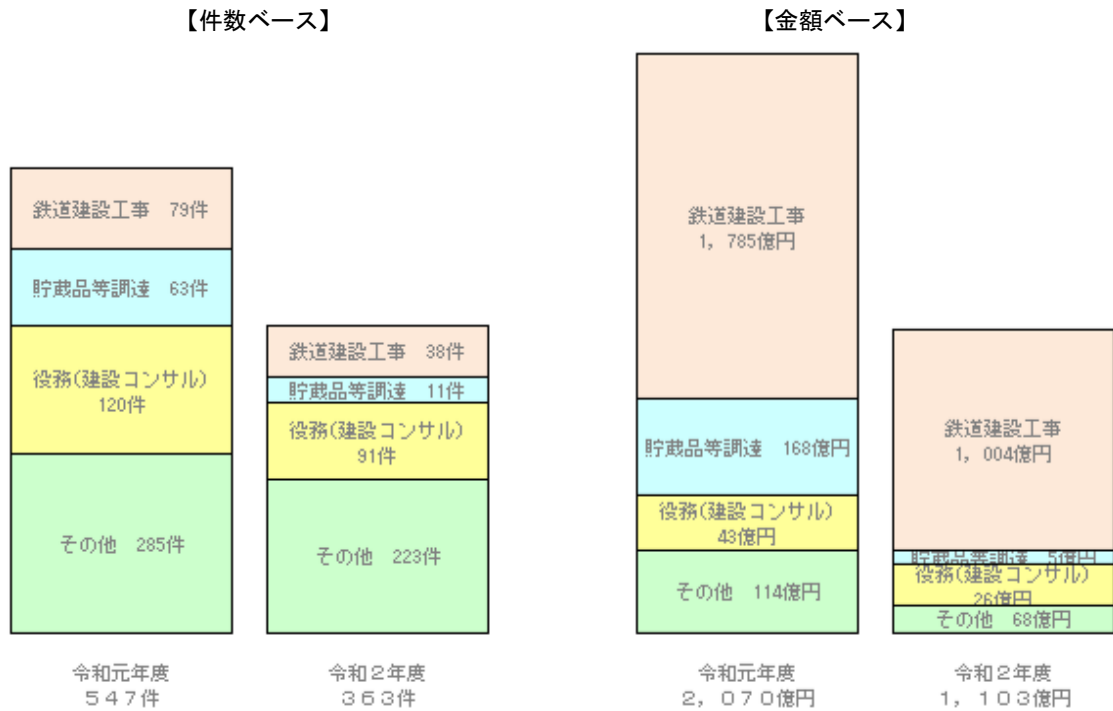
	令和元年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(40.6%) 487	(59.6%) 2,050	(27.3%) 308	(53.0%) 1,088	(△36.8%) △179	(△46.9%) △962
企画競争、公募	(5.0%) 60	(0.6%) 20	(4.9%) 55	(0.7%) 14	(△8.3%) △5	(△30.0%) △6
競争性のある 契約（小計）	(45.6%) 547	(60.2%) 2,070	(32.2%) 363	(53.7%) 1,103	(△33.6%) △184	(△46.7%) △967
競争性のない 随意契約	(54.4%) 653	(39.8%) 1,368	(67.8%) 765	(46.3%) 950	(17.2%) 112	(△30.6%) △418
合計	(100%) 1,200	(100%) 3,437	(100%) 1,128	(100%) 2,053	(△6.0%) △72	(△40.3%) △1,384

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

(注3) 少額随意契約は含まない。

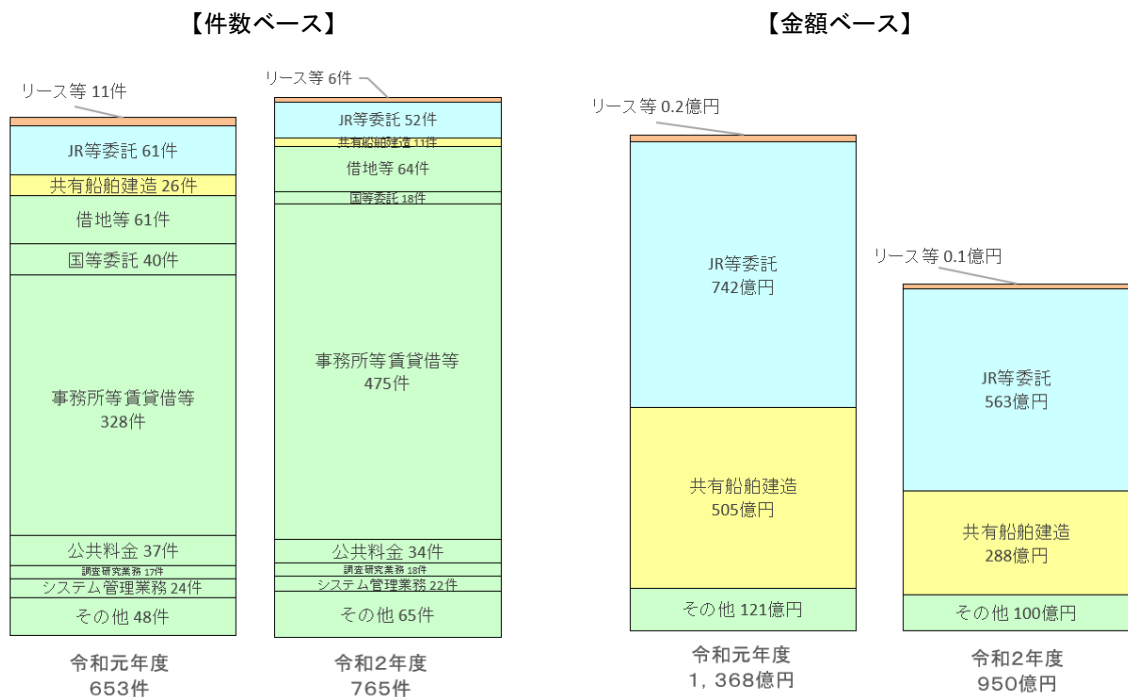
図1 令和元年度及び令和2年度における競争性のある契約の内訳



(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 少額随意契約は含まない。

図2 令和元年度及び令和2年度における競争性のない随意契約の内訳



(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 少額随意契約は含まない。

(2) 当機構における令和2年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、契約件数は153件（構成比42.1%）、契約金額は211億円（構成比19.2%）である。

令和元年度と比較して、件数、金額とも減少している（件数は32.0%の減、金額は77.4%の減）がこれは、新幹線の大型工事の発注が減少したことが大きな要因である。

表2 令和2年度の当機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

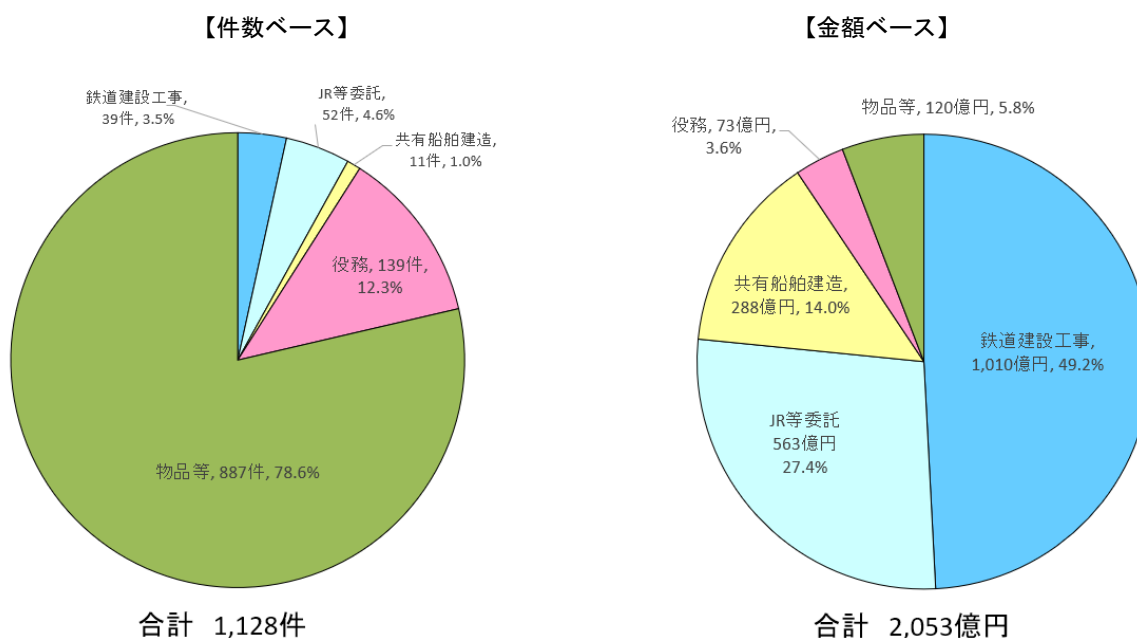
		令和元年度	令和2年度	比較増△減
2者以上	件数	322 (58.9%)	210 (57.9%)	△112 (△34.8%)
	金額	1,136 (54.9%)	891 (80.8%)	△245 (△21.6%)
1者	件数	225 (41.1%)	153 (42.1%)	△72 (△32.0%)
	金額	933 (45.1%)	211 (19.2%)	△722 (△77.4%)
合計	件数	547 (100%)	363 (100%)	△184 (△33.6%)
	金額	2,070 (100%)	1,103 (100%)	△967 (△46.7%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

(参考) 令和2年度契約の件数及び金額の内訳



(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 少額随意契約は含まない。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、下記の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

（1）鉄道建設工事に関する調達

① 入札・契約手続の適正化、効率化【当該取組の実施状況（総合評価方式実施率※を含む）】

鉄道建設工事に関する調達では、透明性・公正な競争を確保する観点から一般競争入札を実施する一方で、低価格入札の増加に伴う公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となる中、平成17年の公共工事の品質確保の促進に関する法律の公布・施行を踏まえ、公共工事の品質確保を促進するために総合評価方式の適用を拡大してきた。

令和3年度においては、一般競争入札による鉄道施設に係る建設工事については総合評価方式を実施し、技術提案等の評価について、外部有識者を交えた総合評価審査委員会小委員会において検証を行うことなどの取組みにより、引き続き中立かつ公正な調達に努めつつ、公共工事の品質確保の促進を図る。

（参考）令和2年度の当機構の鉄道建設工事の契約件数及び金額

（単位：件数、%、億円）

令和2年度 実績		工事全体 (割合は、下の合計に占める割合)				うち総合評価 (割合は、左の工事全体に占める割合)			
		件数		金額		件数		金額	
			割合		割合		割合		割合
鉄道施設	一般競争	33	84.6%	976.5(A)	96.70%	33	100.0%	976.5(B)	100.0%
	指名競争	3	7.7%	26.6	2.63%				
	随意契約	1	2.6%	6.3	0.62%				
	計	37	94.9%	1,009.5	99.96%				
鉄道施設 以外	一般競争	2	5.1%	0.4	0.04%	0	0%	0	0%
合計		39	100%	1,009.9	100%				

（注1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2）少額随意契約は含まない。

（注3）金額は当初契約金額である。

※鉄道施設に係る一般競争入札の総合評価方式実施率（= (B) / (A)）

また、入札・契約手続に関する競争参加者、発注者双方の事務負担軽減のため、過年度より以下の取組を実施しているところ、引き続き効果が見込めることから、以下の取組を継続する。

- ・複数の工事を同時発注する際に各工事に共通した技術資料1組のみを提出させる一括審査方式の活用
- ・一部の工事種類における技術提案数の削減

- ・設計図書のWEB上ダウンロード化の実施

② 入札の不調対策【当該取組の実施状況】

昨今の入札不調の発生状況に鑑み、競争参加者の確保を図るため、事業者等が競争参加に際し、技術者の配置計画を詳細に策定できるよう、過年度より以下の取組を実施しているところ、引き続き効果が見込めることから、以下の取組を継続する。

- ・年度ごとに公表している発注見直しにおける工事概要の詳細化
- ・極めて専門性が高い軌道・電気・機械・建築工事において、各系統の設備概略図及び複数年分の発注計画を公表

③ 個別路線の取組み【当該取組の実施状況】

個別路線のコスト縮減については、路線の特性、工事の進捗状況を踏まえ、過去の縮減事例を参考にしつつ、その時点で有効な方策に取組むよう努力する。

例えば以下の事例が考えられる。

- ・建設発生土の搬出先の選定に際しては、既存・既定の発生土受入地のみならず、自治体や周辺公共工事との連携等を図ることで、より条件のよい受入環境を求め、発生土処理に係るコスト縮減に努める。
- ・建設発生土の自工事内での有効活用や、盛土等への利用を積極的に進めることで、購入土の削減を図りコスト縮減に努める。
- ・建築工事において、現場条件を詳細に把握した上で、建物基礎の支持方法を見直すことによりコスト縮減に努める。

(2) 情報システムの各種業務システムに関する情報システム兼情報セキュリティアドバイザー（CIO補佐官）による検討・評価【当該取組の実施状況】

機構のIT推進計画において、業務システムの刷新は主要施策の一つの柱となっている。現行システム維持のための保守業務を行いながら、同時並行で刷新のための検討・調査・開発業務を進める必要があることから、刷新の方向で動いている業務システムについては、現行システムの改修を必要最低限に抑えるなど、投入経費を可能な限り抑制する必要がある。

令和3年度は、業務システム刷新に向け、新財務会計システム・工事積算システム（機械）の開発、文書管理システム・工事積算システム等に係る仕様書作成等の調査業務を進める予定であるが、開発・調査業務に当たっては、CIO補佐官によるアドバイス・評価を受けつつ遂行し、各業務システムの刷新後に機能の過不足なく、かつ適正なコストで導入できるよう進めていく。

(3) 電子複写機等の本社一括調達【当該取組の実施状況】

複写サービス及びプリントサービス提供契約については、一括調達を実施することで、事務の効率化を図るとともに、より経済的な調達を実現することを目的としており、平成29年度から令和6年度にかけて、各地方機関の賃貸借契約期間を考慮したうえで、順次一括契約の対象拠点を増やしているところ、令和3年度においては、東京支社の一部、大阪支社の一部、北海道新幹線建設局の一部の計14台について、本社にて調達を進める。

また、プリント、コピー等について、モノクロ・両面等の活用を推進するとともに、働き方改革環境整備の一環としてのモバイルPCへの移行、在宅勤務の促進及び電子決裁の拡大（押印の見直しを含む。）などを総合的に実施していくことで、ペーパーレス化を進め、プリント、コピー等に係る経費削減に努める。

(4) 一般競争入札による電気調達【当該取組の実施状況】

競争性の確保及びコスト縮減のため、機構が直接契約している一部事務所で使用する電気については、令和元年度から一般競争入札による調達を開始したところであるが、参加者が集まらなかったため、旧一般電気事業者との随意契約を行った。

不調となった原因については、調達に係る情報を広く周知できていなかったことなどが考えられたため、令和2年度に実施した電気の調達契約（令和3年度供給分）については、資源エネルギー庁の登録事業者を中心に公告の周知をしたところ、複数の事業者が参加し、一定のコスト縮減が図れた。このことから、今後の供給電力についても、より広く周知しながら一般競争入札による発注を継続する。

(5) 一般（指名）競争参加資格の本社一元化【当該取組の実施状況】

一般（指名）競争参加資格については、これまで地方機関ごとに審査・認定し資格を付与していたため、申請者が複数の地方機関への申請を希望する場合は、ほぼ同一の申請書類の提出を必要とし、機構及び申請者双方の事務手続きの負担が大きくなっている。このような業務負担を軽減するため、令和3年度からは、本社において当該資格認定を一元的に行うこととする。

(6) 物品購入等の少額随意契約におけるオープンカウンター方式（相手方を指定せず見積合わせの公示をホームページ等に公開し、広く見積書を募る方式）の拡充【当該取組の実施状況】

競争性の向上・透明性の確保を図る観点から、本社が発注する少額随意契約の範囲内である物品購入等の契約についてはオープンカウンター方式を実施している。令和3年度は、本社においては同方式を継続するとともに、地方機関においても同方式での調達ができるよう、適用範囲を拡充する。

(7) その他継続的な取組み【当該取組の実施状況】

契約監視委員会等により、引き続き、競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった案件を中心に点検、見直しを行う。

なお、一者応札・応募案件については、公告期間の拡大、入札参加資格要件の緩和のほか、必要に応じて、資料の交付を受けたものの入札に参加しなかった者に参加しなかった理由のヒアリングを実施しており、令和3年度もさらなる入札参加資格要件の見直し等を検討するなど、引き続き一層の競争性の確保に努める。

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の取組み【当該取組の実施状況】

競争性のない随意契約の新規案件については、引き続き、契約事務規程等に基づき適切に事務を行うとともに、契約監視委員会において、随意契約事由及び契約価格の妥当性について事後に点検を受けることとする。

(2) 不祥事の発生未然防止・再発防止のための取組み【当該取組の実施状況】

北陸新幹線の融雪・消雪基地機械設備工事の入札における情報漏えい事案等の反省に立ち、

調査報告書（平成 26 年 9 月 26 日機構公表）にある再発防止対策の内容に沿って、入札談合等関与行為等の再発防止に取り組む。

具体的には、以下の講じた再発防止対策の運用状況についてのフォローアップを継続し、運用状況を踏まえた見直しを行うことで、引き続き入札談合等関与行為等の再発防止に徹底的に取り組む。

- ・ 入札手続きに関する研修の充実
- ・ 入札・契約監視機能の強化
- ・ 入札契約手続きの見直し
- ・ 情報管理の徹底

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。

主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

（1）推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事（経理・資金担当）を委員長とする入札・契約制度検討委員会により調達等合理化に取り組むこととする。

委員長 理事（経理・資金担当）

委員 理事（総務・企画担当）、理事（建設計画担当）、理事（国鉄清算事業担当）、監査・事業監理統括役、経営自立推進統括役、審議役（鉄道建設事務担当）、総務部長、企画部長、経理資金部長、事業監理部長、経営自立推進・財務部長

なお、委員会は上記に掲げる者のほか、必要があるときは臨時に委員を置くことができることとする。

（2）契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（競争性のない随意契約、一者応札・応募の契約一定の関係を有する法人との契約及び公益法人に対する支出）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、当機構のホームページにて公表するものとする。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。